

「じぶんローン」ローンカード規約

第1条 ローンカードの発行

当行は、当行所定の「じぶんローン」ローン規約（以下「ローン規約」という。）に定められた取引に使用するローンカード（以下「ローンカード」という。）を発行し、ローン規約に定める「借主」本人（以下「本人」という。）に貸与するものとします。

第2条 ローンカード利用

ローンカードは、次の場合に利用することができます。

1. 当行が提携する金融機関の国内の現金自動入出金機（以下「ATM」という。）を使用してローン規約に基づく取引専用の当座勘定（以下「当座勘定」という。）に入金する場合。
2. ATMおよび当行が提携する金融機関の国内の現金自動支払機（以下「CD」とい、ATMとCDを総称して、以下「ATM等」という。）を使用して当座勘定から出金する場合。

第3条 ATMによる入金

1. ATMを使用して当座勘定に入金する場合には、ATMの画面表示等の操作手順にしたがって、ATMにローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. ATMでの1回あたりの入金金額の上限、金額単位、入金可能な紙幣および硬貨の種類（ただし、日本円に限る。）ならびにその枚数および個数は、ATM提携先金融機関（以下「提携先金融機関」という。）の定めによるものとします。

第4条 ATM等による出金

1. ATM等を使用して当座勘定から出金する場合には、ATM等の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM等にローンカードを挿入し、届出のローン暗証番号および出金金額を正確に入力してください。
2. ATM等での1回あたり出金金額の単位は1千円単位とし、1日あたりの出金金額の上限は、当行所定の金額の範囲内とします。

第5条 ATM等の故障時等の取り扱い

停電、故障等によりATM等による取り扱いができない場合には、ローンカードの使用を一時的に中止する場合があります。そのために生じた損害については、当行および提携先金融機関は責任を負いません。

第 6 条 ローン暗証番号の変更、紛失・盗取・偽造・使用不能等の場合におけるローンカード再発行

1. ローン暗証番号を変更する場合には、当行所定の方法により当行に届出を行ってください。この場合、ローンカードは再発行になりますので、変更前ローンカードは磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。
2. ローンカードを紛失し、または盗取（詐取・横領等を含む。以下同じ。）された場合には、直ちに本人から当行に届け出てください。また、ローンカードが偽造、盗取、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合にも同様に直ちに本人から当行に届け出てください。これらの届出を受けたときは、直ちにローンカードによる出金停止の措置を講じます。なお、この届出の前に生じた損害については、第 8 条に定める補償規約の準用による補償を除き、当行は責任を負いません。
3. ローンカードを紛失し、または盗取された場合もしくは偽造のおそれが生じた場合で、ローンカードの再発行が必要なときは、当行所定の方法により依頼をしてください。この場合、ローンカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。なお、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
4. 第 1 項および前項に基づきローンカードを再発行する場合、本人は、当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
5. 汚損・破損等によるローンカードの使用不能の場合についても第 3 項および第 4 項に準じて当行所定の手続により取り扱いを行うことができるものとします。

第 7 条 ローンカード・ローン暗証番号の管理等

1. ローンカードの所有権は当行に属し、本人は善良なる管理者の注意をもってローンカードを管理するものとします。
2. ローンカードは他人に使用され、または紛失、盗難に遭わないように十分注意して保管してください。また、ローン暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。なお、当行行員がローン暗証番号をお聞きすることはありません。
3. 当行は、ATMの操作の際に使用されたローンカードの電磁的または電子的情報が、当行が本人に交付したローンカードの電磁的または電子的情報と一致すること、および入力されたローン暗証番号と届出のローン暗証番号とが一致することを確認のうえ、出金を行います。この場合、ローンカードまたはローン暗証番号につき偽造、変造盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第 8 条に定める補償規約の準用による補償を除き、当行は責任を負いません。

第8条 補償規約の準用

1. 偽造、変造がなされたローンカード、本人が盗難の被害にあったローンカードおよび本人が紛失したローンカードによるATM等からの当座勘定の不正な現金出金取引によって本人に生じた損害に対する当行の補償については、当行所定の補償規約（以下「補償規約」という。）を準用する（ただし、補償規約第5条を除く。）ものとします。
2. 前項に基づき補償規約を準用する場合において、補償規約における「カード」および「キャッシュカード」を「ローンカード」に、「預金の出金取引」および「預金の不正な出金取引」を「不正な現金出金取引」に、「損害金額」を「出金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額」に、「暗証番号」を「ローン暗証番号」に、それぞれ読替えて適用するものとします。

第9条 ATM等への誤入力等

ATM等の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

第10条 譲渡、質入れ等の禁止

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第11条 解約等

1. ローン規約に係る契約を解約する場合には、磁気ストライプ部分を切断のうえローンカードを破棄してください。
2. ローンカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。
3. 次の場合にはローンカードの利用を停止することがあります。当行所定の方法により当行が本人であることを確認できたとき等当行が利用の再開を認める場合は、ローンカードを再発行します。
 - (1) 「譲渡、質入れ等の禁止」の条項に定める規約に違反した場合。
 - (2) ローンカードが偽造・盗難・紛失等により、不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

第12条 規約の準用

この規約に定めのない事項については、ローン規約等当行の他の規約の定めを準用します。

第 13 条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上